

第十五條 中央委員会と大会と準ずる決議機関にして毎月一日以上執行委員  
長之を召集し執行委員及中央委員を以て組織す、

第五 章 執行委員会

第十六條 執行委員会は党の最高執行機関にして党大会に附して責任を負ふ、

第十七條 執行委員は執行委員中より書記及び会計各一名を選任す、

第十八條 執行委員会は必要に應じ宣傳、調査、組織、教育、産業、財政、  
青年、婦人、出版等の部門を置く事を得各部に部長一名部員若干  
名を置き執行委員会之を任免す、

第六 章 役員

第十九條 本部に左の役員を置く

- 一 執行委員長一名
- 一 書記一名
- 一 会計一名
- 一 部長若干名

第二十條 執行委員長は党務を統轄す、

第二十一條 書記は執行委員長を補佐し党務を処理す、

第二十二條 各部長は各部門の活動を統括す、

第二十三條 会計は本党の会計事務を処理す、

第七 章 支部及地方部

第二十四條 支部は町村に於ける党員三十名以上を以て組織す、但し事宜によ

り此の制限を變更する事を得、

第二十五條 地方部は市及地域の區劃によりて町村支部聯合に依て組織す、

第二十六條 支部には左の機関を設くるものとす、

- 一 支部大会
- 一 執行委員会
- 一 大会

第二十七條 地方部には左の機関を設くるものとす、

- 一 町村支部聯合委員会
- 一 執行委員
- 一 大会

第八 章 一般無産団体との關係

第二十八條 党はあらゆる無産団体と階級的共同戦線に立つ

第九 章 党費及会計

第二十九條 党費は党員一名に付年額七十二錢として年四回に徴集するものとす、

第三十條 豫算及決算は執行委員会之を作成し大会の承認を得る事を要す、

第三十一條 党機関紙の会計は獨立會計とす、